



少年を非行から守る安全対策

● ● ● 家庭と社会のルールを守ろう ● ● ●

発行:全国読売防犯協力会 協力:警察庁、警視庁、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会

あなたは社会の立派な一員です。大勢の人が生活している社会には、みんなが安心して生活ができるよう、「社会のルール」があり、みんながそれを守っています。

人の物をとったり、暴力で人を傷つけたり、無免許でバイクを乗り回したりすることは犯罪であり、違反を犯した人はルールによって処罰を受けます。

また、あなたがルール違反の人から被害を受けたら、法律や社会の人々があなたを守ります。社会のルールをしっかり守る習慣を身につけましょう。



万引き

ネットいじめ

自分の将来に対する
目標を持つとう。

きちんと「あいさつ」をしよう。

「決まり」や「けじめ」はきちんと守ろう。

家や学校、地域でお手伝いをしよう。

悪いことに誘われたら、はっきり「ノー」と言えるようにしよう。

違法薬物の誘い

特殊詐欺の誘い

危険なネットワーク [スマートフォンとインターネット]

📌 ネットのルールやマナーを身につけよう

- ネットは楽しく便利ですが、ルールやマナーを守らないと大変な事態になることもあります。
- メッセージやメールのやり取りでは、返事の催促をしたり、すぐに返信しないと失礼などと考えたりせず、お互いに思いやりを持つことが必要です。
- ネットで悪口を書いたり仲間外れにしたりするなど、人を傷つける使い方はやめましょう。
- 他人の作品を勝手に転載することや、違法と知りながらダウンロードすることは「著作権侵害」です。刑罰の対象となることもあります。
- 他人になりすましてメールやサイトを使うことは「不正アクセス禁止法違反」にあたり犯罪となることもあります。
- バイト先で食べ物を粗末にしたり、遊園地で暴れたりする悪ふざけ動画や、「〇〇駅で人を殺す」とサイトに書き込むなどのいたずらは「威力業務妨害」の罪に問われる可能性もあり、いたずらではすみません。
- 18歳未満のわいせつな写真や動画は「児童ポルノ」にあたります。絶対に撮らない、撮らせない、送らないようにしましょう。



📌 ネットいじめはしない

- ネットでの攻撃は「言葉の凶器」。悪口を書くことや仲間外れにすることは「いじめ」です。悪ふざけであっても相手が苦痛を感じれば、それも「いじめ」です。
- 匿名の書き込みでも人権侵害が疑われる場合は、被害者や警察の求めに応じて発信者が特定されます。
- ネットいじめにあった場合は、証拠となるメッセージや投稿をスクリーンショットなどで記録し、保護者や先生に相談しましょう。
- 自分の権利が傷つけられていると考えられる場合は、運営会社に投稿の削除を求めたり、犯罪の恐れがある場合は警察に相談したりすることもできます。



📌 ネットで出会った後は、どうなるか

- ネットでの出会いは犯罪被害につながることもあります。
- ネットでの出会いから、わいせつな被害にあうなど、令和2年中のSNSに起因する事犯の被害児童数は、1819人であり、平成25年以降増加傾向にあります。
- 家族や保護者に知らせずに会いに行ったり、要求されても自分の写真を送ったりしないようにしましょう。
- ネットでの出会いがきっかけとなった事件には、誘拐や殺人につながったケースもあり、女子だけではなく男子が被害にあうこともあります。
- 自分は大丈夫などと考えず、十分に注意することが大切です。



「いじめ」はしない! させない! 許さない!

- 「いじめ」は、表面的・形式的ではなく、いじめられている人の立場に立って考える必要があります。
- 「いじめ」は人の心を深く傷つけます。いじめを知ってだまされて見ていることもいじめと同じです。
- 「いじめ」を知ったら、まわりの大人に伝えることが友達の助けになります。



! いじめに悩んでいるあなたへ

- もしあなたが「いじめ」を受けていたら、勇気を持ってまわりの大人に相談しましょう。
- 親や先生に相談できないときは、以下の相談窓口から電話やメールで相談してください。

都道府県警察の少年相談窓口

検索 🔍

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html> >>>



「万引き」はドロボウ!! [窃盗罪で罰せられる犯罪]

- 「万引き」は犯罪(窃盗罪)です。見つかってから品物を返したり代金を払ったりしても、盗んだことに変わりはありません。
- 「万引き」を繰り返すうちに罪の意識が薄くなり、犯罪を犯しやすくなります。
- 「万引き」の見張りをすることや、万引きした品物と知っていらおう行為も犯罪です。
- 友達が「万引き」していることを知ったら、勇気を持って注意したり、大人に相談したりしましょう。



! 放置自転車でも無断で乗れば犯罪!

- 駅や道路、公園などに置かれている他人の自転車を無断で持って行くことは、犯罪(窃盗・刑法235条)になります。
- 乗り捨てられた放置自転車を持って行くことも犯罪(遺失物等横領・刑法254条)になります。



「特殊詐欺」に加担しない

- 「特殊詐欺」は高齢者などから多額のお金をだまし取る悪質な犯罪です。
- 「特殊詐欺」に加担して警察に逮捕された未成年者の多くは被害者から現金などを受け取る「受け子」です。
- 先輩や友達からこんな誘いを受けても、きっぱりと断りましょう。
 - 「高額なバイトがある」
 - 「簡単にお金が手に入る」
 - 「ただカードを預かるだけの簡単な仕事だよ」



やめよう、大麻の乱用や飲酒・喫煙

！ 大麻の有害性とインターネット

- 大麻は、特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きく、乱用すると、時間や空間の感覚がゆがみ、集中力がなくなり、情緒が不安定になります。
- インターネットでは、大麻の有害性について誤った情報が流れたり、SNSで隠語を使って売買されたりしています。
- 大麻の所持・売買の刑罰は大変重いので、誘いに乗らないようにしましょう。



！ 飲酒・喫煙は成長を妨げるだけでなく犯罪の入り口！

- 未成年者の飲酒・喫煙は、成長期の身体に悪影響を及ぼす恐れがあります。
- 少しの飲酒でも急性アルコール中毒を引き起こし、死に至ることもあります。
- 未成年の時から飲酒・喫煙は、不良グループとのつながりができ、犯罪をすすめられることでアルコール乱用・薬物乱用の入り口になることもあります。



保護者の皆さまへ

- 子供の健やかな成長は、家庭から始まります。子供としっかり向き合い、かかわっていくことが必要です。
- 親(保護者)から受け入れられ、認められ、見守られているという安心感が、子供の行動を落ち着いたものにします。
- 子供との対話をかかさず、子供の言い分を真剣に聞いてください。
- 子供は自分の心の内をうまく表現できません。頭ごなしに叱らないでください。
- 子供にとって家庭はもっとも身近な社会です。家庭内での決まりを定め、子供に役割を持たせ、それを実行したときにはほめて自信を持たせてください。
- 子供のしつけ、言い付けは積み重ねが大切です。繰り返し言い聞かせてください。
- 子供の問題行動は、周囲から認められたい、かまってほしいという、切実な願望や欲求の表れです。子供の心の声を聞けるよう、しっかり向き合ってください。
- 子供の友達の悪口を言わないでください。子供にとって友達との関係は、親やきょうだいにもまして重要です。
- 子供が同世代の者に受け入れられ、認められていると実感することは、生存を左右されるほど重要なことです。

「安全・安心の街に」 YC 読売センターは地域の防犯活動を推進しています

<p>こども110番</p> <p>YCは「こども110番の店」として活動しています</p>	<p>不審者注意</p> <p>配達・集金の際、不審者に注意します</p>	<p>防犯情報発信</p> <p>警察署の協力を得て防犯チラシ等を配布します</p>	<p>見守り活動</p> <p>地域の見守りを推進しています</p>	<p>学校や地域でのセーフティ教室開催のお手伝い</p>
---	--	---	---	------------------------------

YC あなたの街の読売センターからお届けしています

読売 **中高生** 新聞



詳しくはホームページで >>> 読売中高生新聞 >>> 検索 🔍



ぼうはん日本
検索 🔍

ぼうはん日本キャラクター
ポーくん



発行 / 全国読売防犯協力会
〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1
読売新聞東京本社販売局 販売企画調査部内
TEL.03-3216-9024

2106/2050M